

小田原市監査委員公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第7項の規定に基づき指定管理施設監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和6年11月26日

小田原市監査委員 近 藤 正 道

小田原市監査委員 山 崎 佐 俊

小田原市監査委員 加 藤 仁 司

# 令和6年度指定管理施設監査の結果に関する報告書

## 第1 監査の基準

本監査は小田原市監査基準（令和2年小田原市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

## 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定による監査

## 第3 監査の対象

- 1 公の施設の管理に係る市の指定、財務その他の事務の執行
- 2 指定管理者の出納その他の事務の執行
- 3 施設の管理及び運営

（令和5年度執行分を対象とするが、市の指定事務は令和2年度以後のもの、現金管理は監査実施期間のもの、施設の管理及び運営は令和4年度及び6年度を含む。）

対象施設	小田原フラワーガーデン（小田原市久野3798番地 ほか）
所管課	みどり公園課
指定管理者	小田原フラワーガーデンパートナーズ

## 第4 監査の目的

- 1 公の施設の管理に係る市の指定、財務その他の事務の執行が法令に適合し、かつ、正確であるか
- 2 指定管理者の出納その他の事務の執行が当該施設の指定管理の目的に沿って行われているか
- 3 当該施設の管理・運営が経済的、効率的かつ効果的であるよう努めているか

## 第5 監査の着眼点

上記第4の監査の目的事項を検証するため、施設の特性、委託する事務の内容を踏まえて識別・評価した下表左の監査対象の重要リスクに対し、下表右の着眼点により

監査を行った。

	重要リスク	着眼点
1	指定管理に関する手続が適正に行われないリスク	[所管課] ・ 指定管理者の指定手続は適正か ・ 協定書の内容は適正か
2	施設の目的が達せられないリスク	[指定管理者・所管課] ・ 利用状況や事業内容は施設の設置目的どおりか
3	利用者の安全が確保されないリスク	[指定管理者] ・ 利用者の安全が確保されているか [所管課] ・ 監督体制がとられているか [指定管理者・所管課] ・ 災害避難所としての体制が整っているか
4	個人情報 that 適正に管理されないリスク	[指定管理者] ・ 個人情報は適正に取り扱われているか [所管課] ・ 監督責任を果たしているか
5	施設目的・指定目的に沿った経理・契約がされないリスク	[指定管理者] ・ 指定施設の管理に係る経理はその他の業務に係る経理と区分されているか ・ 利用料金の取扱い、会計処理は適正か [所管課] ・ 指定管理料の支出事務は適正か ・ 監督責任を果たしているか [指定管理者・所管課] ・ 第三者へ再委託している場合は、内容・手続は適正か
6	指定管理者による管理・運営のメリットが発揮されないリスク	[指定管理者・所管課] ・ 利用料金制のメリットがもたらされているか [指定管理者] ・ 利用者等の声を把握し、生かされているか ・ 民間事業者の創意工夫が発揮され、良質な公共サービスの提供がもたらされているか
7	事業について、見直しが行われず、改善の機会が損なわれるリスク	[指定管理者・所管課] ・ 協定書等に定める評価・報告を行っているか [所管課] ・ 報告されたものを評価し、事業の見直しや改善を行っているか

## 第6 監査の実施内容

指定管理施設に関する決裁文書、協定書、事業計画書、事業報告書、収支報告書、帳簿、会計伝票等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、市関係職員及び指定管理者からの説明聴取及び現地調査を行った。

## 第7 監査の結果

- 1 上記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、公の施設の管理に係る市の指定、財務その他の事務の執行は重要な点において法令に適合し、正確であり、また、指定管理者の出納その他の事務の執行は重要な点において当該施設の指定管理の目的に沿って行われていると認められた。

### [除外事項]

#### (1) 利用者の安全の確保について

災害が発生した場合、また、傷病者が発生した場合に利用者の安全を確保する体制は一定の整備がされていたが、指定管理者の作成した安全対策マニュアルにおいて、資機材の数量や園内の危険箇所、参集体制等に空欄の箇所があった。

市は、マニュアルの内容を検証するとともに、不備がある場合は指定管理者へ修正を指示する必要がある。

#### (2) 災害時避難場所としての体制について

本施設は「小田原市地域防災計画」において応急仮設住宅候補地及び土砂災害避難場所(指定緊急避難場所)に指定されており、災害発生時の対応については、基本協定書第17条においても、あらかじめ所管と指定管理者が協議することとされている。

市は、現時点では協議内容に基づくマニュアルを整備していないが、現在、整備へ向けた検討を進めているとのことであった。災害発生時における混乱を回避、軽減できるよう、市は指定管理者と十分に調整を図り、マニュアルを整備する必要がある。

#### (3) 個人情報の管理体制について

指定管理者は、個人情報保護マニュアルを作成していたが、当該マニュアルに規定する「個人情報管理台帳」を整備していなかった。

市は、マニュアルに規定する内容が正しく運用されているか検証し、改善を要する場合は指導することで実効性を高める必要がある。

#### (4) 区分経理及び不正防止について

小田原市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第8条の規定により、指定管理者は、指定施設の管理に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分しなければならない。市は、利用料金収入と自主事業収入の区分について定期的に確認を行っていたが、当該施設の管理に係る経理とその他の業務に係る経理の区分については検証していなかった。

市は、地方自治法第244条の2第10項に基づき、指定管理者に対して経理の状況に関し報告を求め、必要に応じ指示をするべきである。

また、現金の取扱いに関し、利用料金の収入事務についてマニュアルが整備されていないこと、手許金用口座の名義が個人名になっていること等、適切と言えない状況が見受けられた。市は、不正防止の観点から管理実態を監督し、適切な状態となるよう指示する必要がある。

#### (5) 収支予算及び収支決算について

収支決算書において、収入及び管理費の区分に適正でない処理が見受けられたほか、消費税額の計数等に誤りがあった。また、収支予算書においても、収入の区分が明確でなかった。

収支予算及び収支決算は、施設の指定管理の在り方や指定管理料の算出に当たっての基礎となる情報であり、市は内容を十分に精査し、予算編成とそれに基づく決算整理を適切に行うよう指定管理者に指導しなければならない。

また、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が上記の事項以外に認められたので、以下に記載する。

#### (1) 個人情報の管理体制について

指定管理者が個人情報保護研修を基礎研修の一環として実施したことについて

は、業務報告書や事業報告書に明記されておらず、市は口頭にて報告を受けていた。個人情報保護等については、市民に重大な影響を及ぼす事項であるため、これらの報告書に明確に記載させる必要がある。

2 当該施設の管理・運営が経済的、効率的かつ効果的であるよう努めているかについては、上記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、下記のとおりであり、改善を要するものとして指摘すべき事項は認められなかった。

市と指定管理者は、月例報告会の場で、利用者の声や要望について共有し、改善内容を協議している。

利用者ニーズを意識した植物管理のほか、年齢層に応じたイベントの開催等、事業内容を工夫したことが、安定した集客と利用者満足度の高さにも反映されているものと思われる。

今後も、両者が十分な連携を維持することにより、更なる事業展開や利用者サービスの向上につながることを期待する。